IP 携带電話利用規約·契約書

ご契約者様(以下、甲とする)と、ラストシーン株式会社(以下、乙とする)の間で下記の通り契約したものとする。

- (1) 解約は、甲からの連絡で受付し解約希望日に乙がサービスを停止する。
- (2) 乙が甲に連絡した際、連絡が取れなかった場合や入金の確認が取れなかった場合、又は当社のお客様として相応しくないと 判断した場合、乙の判断でいつでも強制解約できる。
- (3) 甲は、申し込み契約時に、初期費用として基本料金、デポジット料(通話料金)を支払う。
- (4) 全てのサービスは、それぞれデポジット(預かり金)、月額基本料金、使用料金からなる。
- (5)解約後月額料金の日割り返金はできません、尚デポジット金の返金は解約日までの通話料を差し引いて、翌営業日の返金に なります。

□返金はご契約者様の名義口座への返金になります。(振込手数料はお客様負担になります。)

ロ土・日・祝祭日があった場合は翌営業日になります。

- (6) 甲の都合による契約途中の解約、又は契約途中に発生した実費用の支払いが行われなかった場合は、いかなる事態に於いて も乙は、甲へのデポジット金他の返却を行わない。
- (7) 甲の業務内容の違法性の可能性がある場合または違法性を認定された時、乙は該当契約を解除し、サービスを停止し、デポジット金他の返却を行わない。
- (8) 乙から甲に対する利用料金の請求について。
- □甲は、契約日、弊社営業時間内に本文に契約番号を入力し送信するものとし、アドレスの確認が取れないときは、サービスを停止するものとする。
- □甲が登録したアドレスに利用料金の請求やサービスなどをすべてメールで送信するものとする。
- □甲がメールの内容の確認をしなかった事によって発生した損害について乙は、一切の保障をしないものとする。
- (9)料金請求を受けた際に甲は速やかに乙指定の支払い方法により料金を支払う事を約束する。
- (10)本契約の権利を甲及び乙は第三者に譲渡してはならない。但し令状を持参した官公庁の指示に対してはこの限りではない。
- (11) 乙が提供するサービスで、契約以外のトラブルに関しては、一切責任を負わない。甲、乙間は本契約のサービス利用の目的は、違法なことで利用するものでないことを確認した。
- (12) 乙は、甲との契約内容及び個人(法人)情報の漏洩に最新の注意をはらい管理監督するも、担当所轄の認定が行われない限り 甲、又は第三者からの責任の追及や損害賠償には応じない。
- (13)警察その他の官公庁から文章による契約内容の照会を受けた場合または、法令に基づく照会を受けた場合、乙は甲の承諾を 得ることなく、甲の情報を開示することができる。
- (14)甲が次の事項に該当する場合乙は解約通知をせずに本契約を解約できる。

□通話料金等	会銭青森な	·履行3 F	TUF	上延渫!	た時

- 口乙及びキャリア、代理店の営業業務に支障が生じられた時、もしくはその恐れがある時。
- □契約した IP 携帯で違法行為又は社会秩序に反する目的で利用した場合もしくはその恐れがある時。
- □乙規約違反を犯した時。

66 x □

御利用目的:

- (15)契約に関する全てのキャリア手数料は甲の負担となる
- (16)第三者への転売、又貸しは契約違反として即刻解約する。
- (17)契約に関する甲の情報が虚偽であった場合、全ての契約回線を解約する。
- (18)料金未払いにより乙より機器の一時利用停止、契約解除を受けた際に一切の異議申し立てをしない。
- (19)各金融機関休業日の甲による入金は、金融機関の翌営業日の確認となる場合がある。
- (20)サービス停止に伴う損害、損失は乙の責任として負いかねますのでご了承ください。
- (21)契約にあたり、甲よりの入金をもって上記、利用規約に同意したものとする。
- (22)全ての端末、回線は乙に帰属し、甲は規約に沿った利用方法を順守して利用する。

类 利金方:	州 旅
御名前(甲):	_
御住所:	
御職業:	

上が立

(捺印が無い時は自署と認める)

受取印

年.

(乙) ラストシーン株式会社 東京都豊島区池袋 2-42-3 4F 03-3986-1032

